

お知らせ 年末の交通安全県民運動

県内で交通死亡事故が多発しています。夜間外出時には反射材を活用するなど、交通安全意識を高め、交通事故に注意しましょう。

【運動期間】

12月11日(出)～20日(月)

【運動の重点】

- 高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

お知らせ ケーブルテレビに加入の行政情報番組をご覧の皆さんへ

12月1日から行政情報番組が地上デジタル放送対応テレビの121チャンネルで視聴できます。視聴するにはテレビのリモコンで受信設定(チャンネル設定)が必要です。

詳しくは、ウィークリー伊賀市をご覧ください。なお、青山支所管内については現在、(株)アドバンスコープと放送時期を調整中です。決定次第、本紙でお知らせします。

【問い合わせ】

伊賀上野ケーブルテレビ(株)
フリーダイヤル☎ 0120-959-734
(株)アドバンスコープ ☎ 64-7821
秘書広報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

お知らせ 消火栓や防火水槽付近は駐車禁止です

◎違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。

消火栓や防火水槽などの周辺は、道路交通法で駐車禁止とされていますが、違法な駐車車両が障害となり、消火活動を妨げるケースが発生しています。また、狭い道路での駐車車両が消防車両などの通行の妨げとなり、到着が遅れる場合もあります。

日ごろから、消防・救急活動に支障となる駐車をしないよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)

- ①消火栓から5m以内の部分
- ②消防用防火水槽の吸水口や吸管投入孔から5m以内の部分
- ③消防用防火水槽の側端やこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- ④指定消防水利(プール、池、井戸、河川など)の標識が設置されている位置から5m以内の部分
- ⑤消防用機械器具の置場(消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱など)の側端やこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分

【問い合わせ】

中消防署 ☎ 24-9107 FAX 24-3544
東消防署 ☎ 45-3100 FAX 45-4468
南消防署 ☎ 52-1151 FAX 52-0602



今月の納税

●納期限 12月27日(月)

納期限内に納めましょう
固定資産税(3期)
国民健康保険税(7期)
※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

『伊賀鉄道友の会』によるイベントのお知らせ



伊賀鉄道友の会では、年間を通じてさまざまなイベントを実施しています。その中から今年計画されているイベントを紹介いたします。

恒例となっている駅イルミネーションと駅前コンサートが今年も実施されます。駅イルミネーションは、12月3日(金)から24日(金)まで上野市駅を彩り、駅前コンサートは23日(木)・祝夕方に行われます。冬の澄み切った夜空を見上げながら、駅イルミネーションや駅前コンサートを楽しんでみてはいかがでしょうか。

伊賀鉄道友の会では会員募集とあわせて、イベントを企画・運営するスタッフも募集しています。詳しくはお問い合わせください。

【イベントなどの問い合わせ】

伊賀鉄道友の会事務局 伊賀鉄道(株)総務企画課 ☎ 21-0863

【問い合わせ】

企画課 ☎ 22-9621

地域安全コーナー

伊賀警察署だより



年末・年始の犯罪と交通事故防止について

年末・年始は、金融機関やコンビニエンスストアを狙った強盗事件、路上強盗、ひったくり、置き引き、遠方への帰省時を狙った空き巣などの事件が多発します。

被害を未然に防ぐために、次のことを心がけ、自主防犯に努めましょう。

- ①車内にカバンなどを置きっぱなしにせず、車を離れるときは施錠する。
- ②バッグなどは、必ず腕を通すか斜めがけにして歩道側に持ち、人通りの多い道を選ぶ。
- ③金融機関からの帰りは特に注意する。

④ちょっとした外出でも確実に戸締まりをして、不審者を見かけたら警察に通報する。

さらに、年末年始は帰省ラッシュや初詣客などにより、交通量が増加し交通事故が多発します。普段以上に安全運転を心がけ、交通事故防止に努めてください。忘年会、新年会などで飲酒の機会も増える時期です。「飲酒運転を絶対しない。させない。」を徹底しましょう。

【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21-0110
名張警察署 ☎ 62-0110

伊賀上野NINJA フェスタ ポスターモデルを募集します

「伊賀上野 NINJA フェスタ」のポスターやチラシに掲載する子ども（幼児および小学生）と犬を募集します。

【対象者】

市内在住で報道機関などの取材に応じていただける人

【募集人数】

◇子ども 各1人

- ①幼児（3歳以上の未就学児）
- ②小学生（1～3年生）
- ③小学生（4～6年生）

◇犬 1匹

【応募条件】

◇子ども：犬との撮影があるため犬を怖がらないこと

◇犬：①犬用忍者衣装を着用できること（衣装は耳を覆います。）

②子どもとの撮影があるためおとなしいこと

【応募必要事項】

◇子ども…住所・氏名・年齢・性別・電話番号・保護者氏名・意気込みなどを一言

◇犬……飼主の住所・氏名・電話番号・犬の名前・犬種・胴回りサイズ・アピールポイント

【応募方法】

応募必要事項を明記の上、写真（正面全身）を添えて12月15日



▼2010年度
チラシ

(必)着で郵送またはEメールで提出してください。

※応募の写真・資料は返却しません。

【審査日程】

- ①12月16日(木)
：一次（書類）審査
- ②12月23日(木)・(祝)
：二次（面接）審査
- ③1月9日(日)（予定）
：市内で撮影

※モデル料、交通費などの支給はありません。

【問い合わせ】

〒518-1395
伊賀市馬場1128番地
伊賀上野NINJA フェスタ実行委員会事務局（商工労働観光課内）
☎43-2309 FAX 43-2311
✉shoukan@city.iga.lg.jp

お知らせ いがまち人権パネル展

【とき】

12月6日(月)～21日(火)
午前9時～午後5時
※土・日曜日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【展示内容】

「世界における児童労働の実態」
児童労働は、発展途上国のみならず、先進国にも現存する普遍的かつ世界的な問題です。今日、途上国において働かされている子どもの数は、約2億5千万人にも及んでいます。差別のない社会をめざすためには、差別に対して一人でも多くの人々が正しい知識を持ち、自分に何ができるかを考えていくことが必要です。パネルを通じて、人権とはどのようなものか改めて考えていただきたいと思います。

【問い合わせ】

いがまち人権センター
☎45-4482 FAX 45-9130

お知らせ ごみの飛散防止のお願い

集積場へ資源やごみを排出される際は、袋が風に飛ばされることがあります。ネットなどの対策を講じていただきますようお願いいたします。

特に容器包装プラスチックはご注意ください。

【問い合わせ】

清掃事業課
☎20-1050 FAX 20-2575

防災ねっと

防災ねっと ー第4回ー

「土砂災害警戒区域などの指定について」

■土砂災害防止法

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）のおそれのある区域についての対策を推進するため、「災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が制定されています。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

同法により、都道府県知事が、土砂災害の被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調べる「基礎調査」を行い、市町村長の意見を聞いた上で「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を指定します。

■土砂災害警戒区域などの指定による措置

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害のおそれがある区域で、宅地・建物売買などでの重要事項説明の義務付けなどが必要となります。



○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で、特定の開発行為の許可制、居室を有する建築物への建築確認などの制限が適用されます。

■伊賀市における指定状況

市内では、平成20年から25年にかけて、三重県により基礎調査が実施されています。今年10月12日に「諏訪地区の一部」が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を受けました。現在、総合危機管理室・諏訪地区市民センターで指定区域の縦覧ができます。

■問い合わせ

三重県伊賀建設事務所管理課 ☎24-8208 FAX 24-8241
総合危機管理室 ☎22-9640 FAX 24-0444